

平成19年第14回教育委員会記録

平成19年8月22日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成19年8月22日(水) 午後2時00分～午後2時55分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員代理 長者 大藏 雄之助
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 教育改革担当 小澄 龍太郎
庶務課長 井口 順司 教育改革推進 中村 一郎
学校適正配置 徳 嵩 淳一 学務課長 渡辺 幸一
担当課長
社会教育 森田 師郎 郷土博物館長 菱山 栄二
スポーツ課長
済美教育 根本 信司 済美教育 坂田 篤
一長 統括指導主事
中央図書館長 和田 義広 中央図書館長 木浪 るり子
次

事務局職員 庶務係長 佐藤 則幸 法規担当係長 佐野 太一
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 6名

会議に付した事件

(議案)

議案第122号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

議案第123号 杉並区立杉並第五小学校及び杉並区立若杉小学校の廃止と杉並区立天

沼小学校の設置について

議案第124号 学校教育法第107条教科用図書採択について

(報告事項)

- (1) 区立中学校での水泳事故について
- (2) 平成19年度学校希望制度の実施について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (4) 平成18年度学力等調査の結果概要について
- (5) (仮称) 杉並区立西荻地域図書館の名称及び運営委託団体選定結果等について

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

議案審議

議案第122号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 4

議案第123号 杉並区立杉並第五小学校及び杉並区立若杉小学校の廃止と杉並区立天沼小学校の設置について・・・・・・・・・・ 4

議案第124号 学校教育法第107条教科用図書の採択について・・・・・・・・ 6

報告事項

(1) 区立中学校での水泳事故について・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

(2) 平成19年度学校希望制度の実施について・・・・・・・・・・・・ 8

(3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧・・・・・・・・・・ 10

(4) 平成18年度学力等調査の結果概要について・・・・・・・・・・・・ 11

(5) (仮称)杉並区立西荻地域図書館の名称及び運営委託団体選定結果等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

委員長 ただいまから第14回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は宮坂委員にお願いします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、議案が3件、報告が5件となっております。

それでは、議案の審議に入ります。日程第1、議案第122号「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を上程し審議いたします。では、庶務課長からご説明をお願いします。

庶務課長 それでは、私の方からご説明をさせていただきます。

この改正する規則につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第26条第1項に基づきまして、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任するために定めているものでございます。

3枚目の新旧対照表をご覧くださいと存じますが、今般の改正は、規則の第2条第2項第5号のロにおいて、「育児休業法」第9条第1項の規定を引用し、育児休業の承認を教育長に委任しておりますが、今般、「育児休業法」が改正され、第9条第1項の規定内容が第19条第1項に移ったことから、これに対応するための規定整備をするものでございます。

改正規則の施行は公布の日からといたしますが、改正「育児休業法」が既に8月1日から施行されていることから、改正規定は遡って8月1日から適用することとしております。

説明は以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 では、ただいまのご説明にご質問、ご意見はございますでしょうか。

事務的なことで、ご異論ないと思いますが、よろしいですか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第122号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第122号は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

続きまして、日程第2、議案第123号「杉並区立杉並第五小学校及び杉並区立若杉小学校の廃止と杉並区立天沼小学校の設置について」を上程し審議いたします。学校適正配置担当課長からご説明をお願いします。

学校適正配置担当課長 それでは、議案第123号でございますけれども、3枚目にあります参考資料と右の上に打ってあるページをお開きいただきたいと思います。

本文に記載がありますとおり、平成18年2月8日に決定した「杉並区立小中学校第一次適正配置計画（小学校の統合）」に基づきまして、杉並第五小学校及び若杉小学校の両校を廃止し、新

たな学校として、杉並区立天沼小学校を設置するというところでございます。

1番と2番にございますとおり、現2校の廃止予定年月日につきましては、今年度末、平成20年3月31日で、新たに設置します天沼小学校につきましては、記載のとおり、平成20年4月1日ということで設置予定年月日を考えているところでございます。

3番にございます「設置する学校の名称選定の経緯」でございますけれども、平成18年5月に統合協議会を設置して以降、縷縷検討を進めてまいりました。その中で、校名案の公募をし、205件の応募をいただいた中で、それらをもとに検討した結果、校名候補として、「杉並区立天沼小学校」というふうを選定をしたところでございます。本件につきましては、19年3月28日の本教育委員会にご報告申し上げたところでございます。

4番の「その他」のところでございますとおり、本件につきまして、平成19年第3回区議会定例会に、「杉並区立学校設置条例」の一部改正条例を提案する予定でございます。

なお書きでございますけれども、計画に基づきまして、平成22年の9月、現在の杉並第五小学校の校地に新校舎が竣工することに伴いまして、その時点で学校の所在地を変更する必要がございます。この所在地の変更につきましては、改めて適切な時期、21年度を考えてございますけれども、「杉並区立学校設置条例」の一部改正手続を改めて行うという考え方でございます。

説明は以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 では、ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたらお願いします。

大藏委員 杉並第五小学校と若杉小学校の平成20年3月31日までのいろいろな記録であるとかいろいろな関係のあるものは、天沼小学校が引き続きずっと保管するということですね。

学校適正配置担当課長 そのとおりでございます。

委員長 ほかにございませんか。

宮坂委員 天沼小学校の校歌その他、新しい学校に付随するいろいろなことについては既に準備を進めているんですね、当然。

学校適正配置担当課長 統合協議会を今年度も継続して開催しておりまして、現在、今、お話がありました校章あるいは校歌というところで、次の検討に入っているところでございます。

宮坂委員 具体的には大体固まっているのですか。まだそこまでいっていないのですか。

学校適正配置担当課長 校章につきましても、校歌につきましても、保護者あるいは一般から公募をいたしました。校章につきましても、公募いただいたデザインをもとにして、検討協議会で進めて、ほぼデザインの原案はまとまっているような状況でございます。引き続き、校歌、作詞と作曲の方につきましては、今、鋭意詰めているという状況でございます。

委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第123号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第123号は原案どおり可決いたします。

続きまして、日程第3、議案第124号「学校教育法第107条教科用図書の採択について」を上程し審議いたします。済美教育センター統括指導主事からご説明をお願いします。

済美教育センター統括指導主事 それでは、よろしく願いいたします。議案第124号「学校教育法第107条教科用図書の採択について」でございます。

4枚目をお開きいただきたいのですが、提案理由としましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条及び14条の規定に基づき、「学校教育法」第107条に規定する教科用図書、いわゆる107条教科書と呼ばれるものでございますが、これを採択する必要があるためでございます。ここで言う「学校教育法」第107条は、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書に関する規定でございます。

採択事務につきましては、「杉並区立学校教科用図書の採択に関する規則」に基づき、107条教科書調査委員会を設置いたしました。そして、「107条教科用図書事務処理要綱」及び「107条教科用図書調査事務に関する手引」に基づきまして、特別支援学校及び特別支援学級設置校からの調査報告を参考にして、3回の調査委員会による調査結果を取りまとめました。

この結果につきましては、教育委員の皆様にも事前に送付をさせていただいております。つきましては、別紙「107条教科用図書採択候補一覧」に基づきましてご審議くださるようお願いいたしますというふうに存じます。議案の朗読については省略をさせていただきます。

以上でございます。

委員長 今、統括指導主事の方からご説明ありましたように、107条教科書調査委員会からの調査結果の報告そのものは、私どももいただいております。どなたかご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

大藏委員 一般の教科書につきましては、1年生、2年生とか、大体どれぐらいのところにあるというのは想定されておまして、比較的、子どもの方の理解する力などは、割合わかりやすいと思いますけれども、特別支援学級・学校に関しましては非常にレベルが難しく、常々そばでご担当になっている先生方が、年度によっても動きがあると思いますので、107条教科書については専門家にお任せをするということを今までずっとやってきましたので、私も今年の膨大なリストをいただきましたけれども、とてもそれを見て、これならばいいだろうとか、これは難しだろうというのは私には想像が付きませんね。従来どおりに処置をしていただくのがいいのではな

いかと思っています。

委員長 ほかの委員の方、何かございますか。では、「107条教科用図書採択候補一覧（平成20年度使用）」のとおり採択をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

委員長 異議がございませんようですので、議案第124号は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

次に日程第4、報告事項の聴取に入ります。初めに「区立中学校での水泳事故について」のご説明を庶務課長からお願いします。

庶務課長 それでは、私からご説明をさせていただきます。

資料の方をご覧くださいと思います。

初めに事故の概要でございますが、本年7月12日木曜日、午前10時50分頃に、区内区立中学校の学校プールで、中学1年生の男子生徒が、体育の授業での水泳指導の最中に心肺停止状態となったという事故がございました。直ちに指導担当の教員が抱き上げ、プールサイドで応急の心肺蘇生処置を行うとともに救急車を要請いたしました。救急車により救命救急センターに搬送され、集中治療室で治療を受けました。その結果、心肺は蘇生いたしましたが、現在まで昏睡状態が続いているところでございます。

概要といたしまして、いじめや悪ふざけなど他の生徒が絡むものではなく、また、排水口などプールの設備に起因するようなものではございません。

警察に対しましても、この内容については連絡し、調査も行われたところでございますが、事件としては扱われているところでございません。

この件についての学校、教育委員会の対応でございますが、事故後、直ちに当該生徒の保護者に連絡をし、救急車には保護者と担当教員が同乗し病院に向かいました。その後、病院には校長、教育長、済美教育センター所長も行き、事故の様子等を保護者に説明いたしました。

事故当日以後も、当該保護者とは適宜連絡をとり、生徒の様子等を確認しているところでございます。

また、翌週17日に、学校と教育委員会とで当該保護者の相談等に応じるサポートチームを編成し、さまざまなご相談に対応しているところでございます。

また、事故の原因等を調査するために、教育委員会として、13日に次長を長とする事故調査委員会を設置いたしました。調査結果については、今月中にもまとめる予定でございます。

この事故に関連いたしまして、他の生徒に対しては、事故当日午後に済美教育センターから心理カウンセラーを派遣いたしまして、心のケアに備えたところでございます。

また、当該学年の保護者に対しては、事故当日の夕刻に事故の概要を記載した通知文を配付いたしました。また、翌々日の14日土曜日、この日にちょうど保護者会を予定されていたということがございますので、その保護者会の席上、事故の概要を説明いたしました。

以上、事故の概要及び対応に係ることにつきましては、これまで報道機関への公表については保護者の意向が強く、そのことについて反対の気持ちを持っておりますので、現在までのところ行っておりません。

報告は以上でございます。

委員長 では、ただいまのご説明にご質問等ございましたらお願いします。

大藏委員 そのままずっと夏休み中のプールの使用はしているんですか。

済美教育センター統括指導主事 当該中学校におきましては、夏季休業中のプール指導は中止しております。

社会教育スポーツ課長 従来、当該校については学校のプール開放をやっておりますので、開放については行っているところであります。

委員長 では、ほかにございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、今後ともよろしく対処のほどをお願いいたします。

次に、「平成19年度学校希望制度の実施について」のご説明を学務課長からお願いいたします。

学務課長 それでは、私から「平成19年度学校希望制度の実施について」、ご報告を申し上げます。

今回は、実施に先立ちまして、概要について委員の皆様にご報告をするものでございます。また、今回の実施申請受け付け後に、申請状況等につきましては10月ごろに再度ご報告を申し上げたいと存じます。

今年度につきましては、平成20年度4月新入学者ということでございまして、この制度は14年度新入学者から始めましたので、今回7回目ということでございます。この間の申請者の方は順調に伸びてきているという、そういった現状でございます。

まず1番ですが、この申請期間等でございますけれども、平成19年9月7日から10月3日の間、約1カ月間、申請の受け付け、基本的に郵送で受け付けるものでございます。それに先立ちまして、9月7日の日に対象の保護者にはすべて申請書を個別に発送する予定でございます。それを受けまして、締め切りが10月3日。その申請状況に基づき、抽選の実施につきましては、10月5日に決定をするということでございます。それにつきましては、抽選の対象の保護者の皆様には10月10日に通知をし、10月16日に抽選になった学校について公開抽選を行う、そういった今後の段

取りでございます。

2番でございますが、制度の実施に当たりまして、学校見学の期間と日数を設定してございます。こちらの記載のとおり期間の中で、最低5日間は保護者の皆様の便宜を図るということで、最低5日間は設定していただきたいということでございます。十分に、保護者あるいはお子様に行きたい学校を実際目で見ていただき、また、そこに通うことで通学安全の面も十分に確認していただいた上で申請していただきたいと、そういったことで、こういったものを徹底させていただきたいということでございます。

3番目の受入れ枠でございますが、基本的に各校40名ということでございますが、以下、記載の学校につきましては、記載のとおり受入れ枠数ということでございます。

なお、この受入れ枠数あるいは制度の全般的なものでございますけれども、それも含めまして、実施内容は昨年度と全く同様に今回は実施を予定しているものでございます。

この中で、桃一小、浜田山小、井荻中、高井戸中につきましては、適正配置基本方針という大規模校の関係で、児童・生徒数を落ちつかせるというためにやっているものでございます。そのほかの学校につきましては、主に教室のキャパシティの関係で設定をするものでございます。

今後、改めて申請を受け付けた後に再度ご報告を申し上げたいと思います。

私からは以上でございます。

委員長 では、ご質問等ございましたらお願いいたします。

安本委員 杉四小なんですけれども、なぜ10人ですか。他のところは理由はわかるんですけども。

学務課長 杉四小につきましては教室のキャパシティの関係でございます。これ以上増えると、40名を超えてしまって、学級増が見込まれてしまうということで、基本的には厳しいという状況です。

安本委員 わかりました。

大藏委員 希望者が多かったときは抽選をしていますよね。抽選のときには補欠みたいなのはとっているんですか。

学務課長 現在、補欠制度というのはとってございません。

大藏委員 そうしますと、そこで抽選に当たってそこに行くはずになっていた子どもが、私立学校に行くとか転校をするとかで、浮いたときはどうするんですか。

学務課長 特に中学校の場合、そういったご指摘のようなことがございますので、当選者を40名ぴったりということではなくて、若干多目にそれを見込んで当選者を設定しておく、そのようなことで調整してございます。

宮坂委員 特に補欠、次点ということは決めていないんですね。

学務課長 補欠も検討の必要はあるかと思うんですが、そうしますといつまで補欠というのを待っていただくとか、国私関係もございまして、そのお子様が不安定な状態になってしまうかということもありますので、現在では行っていないということでございます。

宮坂委員 説明会は近隣の小学校と連絡を取りながらと書いてあるんですけども、その連絡を取るのは対象校に任せているだけですか。

学務課長 基本的には近隣校同士で、十分に校長先生同士で調整していただくということでやっております。

宮坂委員 日にちとしては特に把握もしない場合があるんですね、こちらで。

学務課長 一応、私どもで保護者の方からお問い合わせ等がありますので、決まった場合にはご連絡いただきたいということをお願いしているところでございます。

委員長 では、ほかにもございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(「なし」の声)

委員長 ありがとうございます。

続きまして、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」についてのご説明を社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 資料をご覧ください。私の方からは、先月7月分についてのご報告でございます。定例、新規合わせて合計41件ございました。定例34件、新規7件ございました。

恐れ入ります、次のページをご覧ください。1ページ目でございます。新規5件の内訳でございますが、1から5番まで記載してございます。順に、「ミサワホーム東京杯争奪第1回ジュニアベースボール選手権大会」でございます。次に、「アンサンブル・フォルテ特別演奏会」、これは管弦楽でございます。「ウォーク&クイズラリー」でございますが、これは、ごみ拾いと環境にも配慮しながら地域、歴史等を勉強するような事業でございます。その次、4番目でございますが、「小・中学生の科学教室」というもので、「NTT情報流通基盤総合研究所」で行ったものでございますが、データ通信の秘密などについて勉強するものでございました。それから、5番目でございますが、「団塊世代のための家族コミュニケーション講座」になります。これは、退職後の地域デビュー等を含めた講座でございます。

恐れ入ります。4ページをご覧ください。残りの2件でございますが、これは済美教育センターの方で行ったものでございます。新規2件でございます。1番目が、「子どもの未来と大学」といまして、早稲田の125周年記念イベントでございます。2番目として、「夏休み狂言教室」というものでございます。

以上、新規は7件でございます。

委員長 では、ご質問等ございましたらお願いいたします。

大藏委員 あまり大事なことはないのですが、ほとんどが7月中の承認のものですけれども、1番終わりの6ページのところは、4月13日承認というのと、5月2日、その前に6月というものと、どうしてこんなに遅れてこれは返ってきたんですか。実施期間は長くて、来年の3月31日までありますから、そんなにおかしくないですが、大体は承認したときに報告いただいているんですね。

社会教育スポーツ課長 申し訳ございません。私どものところに到達するのに時間がかかったというふうに聞いております。申し訳ございませんでした。

委員長 では、よろしゅうございますか。

(「なし」の声)

委員長 ありがとうございます。

では、続きまして、「平成18年度学力等調査の結果概要について」のご説明を済美教育センター統括指導主事からお願いいたします。

済美教育センター統括指導主事 私の方から、「平成18年度学力等調査の結果概要について」、ご報告を申し上げたいというふうに思います。

まず、区の学力調査でございますが、実施の目的としましては、学力、子どもは、学ぼうとする力、学ぶ力、学んだ力というふうに分類しておりますが、それがどの程度身についているか、また、児童・生徒が自らの成果と課題を把握できるように、もしくは、教師が指導法の改善と指導力の向上に役立てられるようにという目的で実施をしているものでございます。

実施日は、小学校が2月8日、中学校1、2年生が2月1日、中学校3年が前年の12月7日に実施をしたものでございます。

調査対象、教科等としましては、小学校3年生から6年生、これは国語と算数、中1から中3までは国語と数学と英語でございます。

小学校約3,000人強、中学校は2,000人強が受験をしている状況でございます。

では、結果の概要について、資料に基づきましてご説明を申し上げたいというふうに思います。

参考資料1をご覧くださいませでしょうか。こちらに数値を挙げておきましたが、このデータは、目標とする値にどれだけの子どもがクリアしたか、しなかったかというものを示すものでございます。目標とする値は教科や観点ごとに異なっておりますので、比較がしやすいように、目標値をすべて100に仮に統一をしたものでございます。ですから、100を上回っている場合は、この目標とその値をクリアした子どもが目標値よりも多いということ、100を下回っている場合は、

それをクリアしなかった子どもが目標値よりも少ないということを表しているものでございます。達成指数というふうにご理解いただければと思います。

その結果でございますが、国語につきましては、6年生を除く3、4、5年生で目標値を超えることができました。また、「話す力・聞く力」では目標値を全学年で超えておりますが、「関心・意欲・態度」は目標値に達しておりませんでした。

また、「読む力」は6年生を除く学年で、「言語についての知識・理解・技能」は4年生を除く学年で目標値を超えております。

「書く力」につきましては、4年生を除く学年が目標値に達しておりません。

算数でございますが、同様に表を見ながらご理解いただければと思いますが、「数量や図形についての知識・理解」については目標値を超えております。

「算数への関心・意欲・態度」は5年生を除く学年で、また、「数量や図形についての表現・処理」につきましては4年生を除く学年で目標値に達しておりません。

「数学的な考え方」については、3年生を除く学年が目標値を超えた結果になっております。

中学校でございますが、こちらも表を同様に見てご理解いただければと思います。

教科全体で申し上げますと、3教科とも目標値を超えております。ただし、特徴的な部分では、「国語への関心・意欲・態度」もしくは「書く力」で、3年生が目標値に達しておりません。

また、「読む力」についても、2年生を除く学年が達していないということでございます。

数学につきましては、「数量や図形についての知識・理解・技能」を除くすべての観点で目標値を超えております。

英語につきましても、すべて目標値もしくは目標値を超えた数値という結果が出ております。

私どもとしましては、この結果を受けまして、各学校がどのような形で指導法の改善に取り組んだかというところを重視しております。それが、最初の資料の(2)「目標値を超えなかった各観点に対する各校の指導例」というところで記載をさせていただきました。

例えば、国語科における「書く力」の育成のためには、「漢字と作文の時間」という時間を特設しまして、テーマに基づいた意見文を継続して書かせる取り組みを行っている学校がございます。

また、読書感想文に継続的に取り組ませることによる「書く力」の育成。

もしくは、「書く活動」を核として「自己理解」、「他者理解」を図り、「コミュニケーション能力」の育成を目指した取り組み等が行われております。

また、「関心・意欲・態度」育成のためには、教科担任制による専門的な指導を通した関心・意欲の向上というようなどころに取り組んでいる学校がございます。

算数科におきましては、楽しみながら算数活動に取り組めるような環境設定をしている学校、もしくは、問題を解いた楽しさ、満足感を味わわせるような指導法の工夫等が行われているところがございます。

また、次のページをご覧ください。「表現・処理」におきましては、学校独自のドリルを開発して活用している学校もございます。

英語科におきましては、「コミュニケーションへの関心・意欲・態度」という観点の育成のために、「忘れ物ない? = Do you have everything?」というような日常会話、これを即時的に英文に訳す「Quick Response」というような取り組みを行っている学校もございました。

続きまして、(3)「総合的な学力を高める取り組み」ということで、これは前回、教育課程の状況調査のご報告を行ったものと幾つか重複する点がございますので、後ほどぜひお読みいただければというふうに思っております。

次に、都の学力調査につきまして結果をご報告申し上げたいと思います。東京都の学力調査は1月16日に実施をされました。対象学年は小学校5年と中学校2年でございます。小学校は国語、算数、理科、社会の4教科、そして中学校は国語、数学、理科、社会、英語の5教科にわたって行われているものでございます。表には、平均正答率の区と都の差を掲載をさせていただいております。ご覧いただいておりますとおり、都の平均正答率を本区の場合は大きく上回っているということが言えるというふうに思います。

続きまして、参考資料につきまして、簡単にご説明を申し上げたいと思います。

参考資料2をご覧ください。平成16年から区学力調査を実施しまして、3年目になります。一つの傾向を私たちは分析を申し上げます。3年間の経年比較というところで、こちらに調査結果を載せております。

また、意識・実態調査につきましても、一つの傾向が見えてまいりました。非常に重要な示唆を受けるものとしましては、学級内での人間関係や自己肯定感というものが学力と相関があるというような研究結果が出ております。したがって、先ほどもお話ししましたようなコミュニケーション力の育成であったり、生活指導の徹底であったりというようなところで学力向上を図るような取り組みも行われているところがございます。

参考資料3につきましては、今、お話をしました経年比較について、先ほどと同じように目標値を100と設定して、達成の指数を表させていただいております。

また、参考資料4につきましては、意識・実態調査におきまして、経年の比較、これは肯定率を表したものでございますが、これの変化を表にしたものでございます。

参考資料5は、中学校でございます。

参考資料6でございますが、区・都・国の学力調査の比較について、1つの表にまとめさせていただきます。ここで1点、ご報告を申し上げますことは、都の学力調査でございますが、平成19年度から今までの方式を変えるというようなことで報告を受けております。具体的に申し上げますと、基礎的、基本的な学力に関する調査につきましては、小学校と中学校1年生に変更すると、そして、これは全校皆調査ではなくて、10%の抽出で行うということでございました。ただし、問題解決能力、知識をどうやって生活に生かしていくかというような視点を測る調査でございますが、こちらにつきましては、小学校5年生と中学校2年生で、全都で行うということで、変更点の通知が来ているところでございます。

また、区の学力調査につきましても、平成20年度から定着した学力を活用する力を測っていく問題を導入していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

宮坂委員 学校の比較といいますか、あるいは東京都でやった市区町村別のを、昨年と一昨年は確かいただいたと思うんですが。

済美教育センター統括指導主事 東京都につきましては、特に今年度ご報告の対象とさせていただいておりません。なぜかと申しますと、やはりその結果につきまして、どのような指導法の改善を行うのかというところを重視したいというふうに思っているからでございます。ただし、区の学力調査につきましては、報告書が出ておりますので、こちらの方には従来どおりの形で4層に分けた形で掲載をしております。

安本委員 例えば、書くとか読むとか計算をするとか、そういうのは意味がわかるんですが、関心とか意欲というのは、どこをポイントに「あなた関心ありますか」と聞くのか、先生が見て意欲ありそうみたいにつけるのか、どういう見方をするのでしょうか。

済美教育センター統括指導主事 「関心・意欲・態度」という観点につきましては、非常にペーパーテストでの調査が難しいところでございまして、これは本区の学力調査のみならず、やはり東京都、全国的にも課題になっているところでございます。今委員ご質問の点につきましては、一つの問題を出しまして、それに対して発展的に考えることができるかどうか、例えば、計算をしたようなときにも、何かの買い物をするときにも、ほかのものと置きかえて買い物ができるかどうか、発展的な思考ができるかどうかというようなところで関心・意欲を測ったり、もしくは、知識の量だけではなくて、その知識の質を見た形で関心・意欲を測ったりというような問題を設定しております。

ですから、ただ単に「これは赤い」というだけではなくて、「何々のような赤である」とかというような、質でございますけれども、そういうような形で測るような調査を行っています。

安本委員 例えば、じゃ具体的にこういう問題というのを一つぐらい聞かせていただくと、もうちょっとわかりやすいかなという気がするんですけども。

済美教育センター統括指導主事 これは英語の問題なんでございますけれども、例えば、アからクというような形で、いろいろな生活の場面にかかわるような絵がございます。その絵を見ながら自分のある1日について、「私は何時何分に何々します」という、自分の生活に置きかえて英文を2つ書きなさいというような問題が出ております。これは、「知識・理解」を測るものではなくて、「関心・意欲・態度」を測るというような形で我々は考えているところでございます。

安本委員 おかしいですね。書く力とか読む力とか、それこそ算数・数学でも、計算とかは、多分、練習というかお勉強することによって伸びる力だと思うんですけども、関心とか意欲とか態度というのは、そういうことじゃないと思うんですね。練習するとかそういうことではないので、今、伺ってもちょっとよくわからなかったんですけども、具体的にもう少しわかりやすいようにした方がいいような気がします。そちらの方が、例えば、達しているか達していないか、いいのか悪いのか別としましても、一応どちらかという、関心、意欲があれば、学力というのは伸びると思うんですけども。そここのところを着目していただくといいかなと思いました。

済美教育センター統括指導主事 私どももそういうふうに考えておりますし、「関心・意欲・態度」を育てるための指導法の工夫というものがやはりあると思っております。それについては、研究、分析、それから開発をしていきたいというふうに思っております。

安本委員 よろしく願いいたします。

大藏委員 学力というのは「学んだ力」、「学ぼうとする力」、「学ぶ力」と書いてあるんですが、かつて学力というのは、学んだ力という、習得したものを言っていたんですね。それを文部科学省も、前の文部科学大臣が「しっかりした学力」とかいろいろ言うものですから、だんだんわからなくなってきたんですけども、この「学んだ力」は別として、「学ぼうとする力」というのは、今の安本さんと関係があるんですけども、「学ぼうとする意欲」というのはわかりますけれども、「学ぼうとする力」というのは、学力にあるのかどちらかよくわからない。それから、「学ぼうとする力」というのがあるとすると、「学ぶ力」とはどう違うのかというのが、2つ並べてありますけれども、よくわかりませんね。

済美教育センター統括指導主事 「学ぼうとする力」というのは、私どもは意欲というふうに考えております。

大藏委員 意欲ですよ。だから「学ぼうとする意欲」ならわかりますけれども、「学ぼうとする力」と言われるとよくわからない。それから、「学ぶ力」というのは何ですか。

済美教育センター統括指導主事 「学ぶ力」というのは学ぶ方法です。どのような形でどのよう

な方法で学んでいくかというようなところです。

大藏委員 学力というのが1番最初に出ているので、全部「力」で統一をした方がいいということで、こう書いてあるのかもしれませんが、わかりやすくするためには、言葉は変わっても、学力の1番最初は「学んだ力」、それから「学ぼうとする意欲」、「学ぶ方法の習得」とか、そういうふうに言った方がいいんじゃないですかね。

済美教育センター統括指導主事 これはぜひわかりやすい形にしたいと思っております。

大藏委員 学力だから、全部「力」がつくという、そういうくくり方をしなくてもいいんじゃないでしょうか。

済美教育センター統括指導主事 わかりました。

委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

(「なし」の声)

委員長 いろいろセンターの方も、解析方法、また今後の課題とかクリアしながら、独創的な研究をやられていると思います。その辺のまとめ方というか、よろしくお願ひしたいなと思います。これは速報というか概要版ですよ。じっくりしたものの方が説得力があるし、見やすいですから、そちらをまとめるのに力を入れるよう、よろしくお願ひしたいなと思います。どうもありがとうございました。

済美教育センター統括指導主事 ありがとうございます。

委員長 では最後に「(仮称)杉並区立西荻地域図書館の名称及び運営委託団体選定結果等について」の説明を中央図書館次長からお願いいたします。

中央図書館次長 それでは私から「(仮称)杉並区立西荻地域図書館の名称及び運営委託団体選定結果等について」、ご報告申し上げます。

本年度開館予定の今川四丁目12番10号に建設中の図書館等につきまして、運営団体を選定いたしましたので、そのご報告でございます。

名称につきましては、土地の名前をとりまして、「杉並区立今川図書館」といたします。これは、名称、位置を定める「杉並区立図書館条例」の改正案を第3回区議会定例会に上程する予定でございます。

運営につきましては、形態として、19年度は建設準備担当係長が館長兼務をし、20年度に入りましてからは、区職員の図書館長、16日勤務の嘱託員を配置し、運営は併設されます「杉並区立ゆうゆう今川館」と一体で民間団体に委託するというものでございます。

なお、ゆうゆう館長は高齢者施策課施設担当係長が兼務いたします。

委託期間でございますが、10月1日から12月中旬の開館までが準備業務委託、12月中旬に開館

いたしまして、20年3月31日まで業務委託ということでございます。

なお、20年度以降の運営委託団体につきましては、19年度の実態を検証の上、決定していくということでございます。

選定結果でございますが、プロポーザル方式で行いまして、最終的に1次、2次の審査を経まして、「(共同事業体)丸善グループ」を選定しております。「丸善株式会社」と「特定非営利活動法人NPO支援機構すぎなみ」の共同事業体でございます。

資料をおめくりいただきまして、第1次審査、6団体応募がございまして、そのうち第2次審査では4団体が対象となりましたが、1団体が第2次審査を辞退いたしましたので、3団体の提案説明を受けまして、質疑を行い、決定したものでございます。選定委員はご覧のとりのメンバーになっております。学識経験者3名と財務審査を行う公認会計士と行政側でございます。行政側の方は年度途中の異動等ございまして変わっております。選定審査基準及び事業者評価表につきましては、別紙をつけてございますので、ご覧いただきたいと思いますが、A社と丸善グループとD社が2次審査で提案説明を行ったということでございます。得点の1番高い丸善グループに決まったということでございます。

今後のスケジュールでございますが、先ほど申し上げましたとおり、第3回区議会定例会に9月下旬、改正条例を提出しまして、10月1日から準備委託を開始して、12月中旬に開館ということでございます。

その他でございますが、1地域に2つの地域図書館が未整備な地域に設置しております「ふれあい図書室」を、毎週日曜日の午後、善福寺児童館内に開設しておりますが、これは今川図書館の開館に伴いまして、本年11月4日を最終に閉室として、同室に所蔵しております6,000冊弱の児童図書等につきまして、今川図書館に移して利用に供していくということでございます。

私からは以上でございます。

委員長 では、ただいまのご説明にご質問等ございましたらお願いします。

この運営委託というのは、期間的にどのくらいですか。

中央図書館次長 年度単位を考えてございます。

委員長 では、1年のための審査。

中央図書館次長 はい、そうでございます。

委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声)

委員長 では、どうもありがとうございました。

済美教育センター統括指導主事 失礼いたします。先ほど、「関心・意欲・態度」の問題につき

まして、例示が適当ではなかったということで、今、私の方で再度例示をさせていただきたいと思えます。

例えば、国語でございますが、このような問題でございます。「『目を奪われる』という慣用句を使って主語と述語が整った文を1つ作りましょう」、これは文を1つ作るような活動なんですけれども、これは「関心・意欲・態度」がなければこの文が作れないであろうというような仮説に基づいております。また、1つの例文を読んで、その後に、例文に基づかない設問でございますが、「あなたは家の人の手伝いをしたときのことを思い出して、どんな手伝いをしてどんな気持ちになったかを簡単に書きましょう」、これは手伝いをするというような例文でございますけれども、その例文に対する問題ではなくて、自らの経験、自らの感覚を問うというような問題で、「関心・意欲・態度」を測ろうというふうになっているところでございます。

以上でございます。

委員長 よろしいですね。では、以上で報告事項の聴取を終わらせていただきます。

予定されました日程、これですべて終了いたしました。庶務課長、ほかにございましたらお願いいたします。

庶務課長 次回の日程ですが、9月12日水曜日、午後2時から定例会を予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 では、これをもちまして本日の会議を閉じさせていただきます。ありがとうございました。